

令和2年度 兵庫県市町データ分析支援事業 委託仕様書

1 委託業務名

兵庫県市町データ分析支援業務

2 目的

兵庫県・県下41市町が策定する第8期介護保険事業計画の推進・進捗管理のため、県・各市町の介護保険事業(特に軽度者・地域支援事業に関する施策)に関する現状を、データにより把握し、分析し、活用する方法について、検討する。

3 履行期限

委託契約締結日～令和3年3月31日

4 受託者に求める資格要件

- (1)受託者は、過去5カ年において、厚生労働省近畿厚生局所管（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）内のいずれかの府県または市町村に対して、介護保険制度に係るデータ分析業務を実施し、報告書の作成を行った実績を有すること。
- (2)受託者は、上記(1)を証明できる契約書及び仕様書等の関係書類（写し）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書を提出する際に併せて提出すること。
- (3)受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用している「プライバシーマーク（Pマーク）制度」を認証取得していること。
- (4)受託者は、兵庫県からの求めに応じ、当日中に委託業務に係る打ち合わせが可能であること。

5 業務委託内容

(1) 分析の企画業務

①県計画の進行管理に必要な「指標」の追加案提案（国指針、リハ手引等を参考に）

※県計画の指標は次のとおり（7期計画の指標を提示。8期計画の指標が出れば改めて提示予定）

- ・元気高齢者及び要支援者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、主観的健康感の「とても良い」及び「まあ良い」の回答割合が7割以上の市町数：全市町（平成32(2020)年度）
- ・住民運営の通いの場への参加者数：15万人【高齢者人口の1割】
- ・運動・栄養・口腔の介護予防の観点から助言するリハビリテーション専門職、管理栄養士及び歯科衛生士等専門職が参加する地域ケア会議を実施する地域包括支援センター数：100センター（平成32(2020)年度末）
- ・政策形成機能を発揮するための地域ケア推進会議を実施する市町：全市町（毎年度）
- ・認定調査員研修の実施回数：年4回以上【要介護認定率の適正化】

- ・介護認定審査会運営適正化研修の実施回数：年1回以上【要介護認定率の適正化】
 - ・主治医研修の実施回数：年3回以上【要介護認定率の適正化】
 - ・意見交換会の開催回数：年3回以上【要介護認定率の適正化】
 - ・県内市町実施率：100%【要介護認定率の適正化】
 - ・ケアプラン点検支援推進研修の実施回数：年1回以上【ケアプラン点検】
 - ・県内市町実施率：80.5%以上（平成28年度実施率）【ケアプラン点検】
 - ・県内市町実施率：85.4%以上（平成28年度実施率）【住宅改修・福祉用具の点検】
 - ・県内市町実施率：85.4%以上（平成28年度実施率）【縦覧点検・医療情報との突合】
 - ・県内市町実施率：92.7%以上（平成28年度実施率）【介護給付費通知】
- ②（①で提案した指標を含む）県計画の目標達成状況分析において、活用できるデータの追加検討、提案
- 【データ例】
- ※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の項目
厚生労働省 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653_00002.html
- ※地域包括ケア「見える化システム」で入手可能な項目
URL <https://mieruka.mhlw.go.jp/>
- ③上記②を用いたデータ分析手法（特にアウトカム・効果検証）の検討と提案

（2）データ収集業務

- ①上記(1)②で提示された追加データの収集（～3/31までに入手可能なもの）
- ②分析に活用可能な形式への事前加工

（3）分析業務

- ①上記(1)③で検討した手法により、県および各市町の「現状」「課題」の分析を行う
- ②市町間の比較分析を行う（人口規模・高齢化率の同等である市町間での比較（可能であれば、他県内の市町との比較））
- ③具体的な分析の項目と内容例
別紙のとおり

（4）活用検討業務

- ①分析結果の表示方法の検討（図表化・グラフ化）
- ②市町による、分析結果の活用場面および方法の検討・提案
（分析結果を用いた「課題」の読み解き方、庁内での共有、対住民説明の場面等）
- ③県による、市町に対する支援方法の検討・提案
（市町へのデータや結果の提供方法、市町向け研修の内容企画）

（5）報告書作成業務

- ①上記(1)③および(4)①～③については、検討結果（各手法）を記載
- ②上記(2)(3)の分析結果については、全県および市町ごとに一覧表で表示

6 成果品の納入

(1) 納入期限 令和3年3月31日

(2) 納入方法

- ・ 報告書（電子媒体：Windows10 版 Word 又は Powerpoint ファイル）
- ・ 入手したデータ（電子媒体：ファイル形式は県と協議。基本は原本どおりで可）

(3) 納入先 兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課

7 委託業務の円滑実施のための体制整備

(1) 委託業務の運営管理及び個人情報管理等を徹底するため、事務所内の事務環境整備を行うこと

(2) 委託業務の業務遂行及び個人情報管理に係る責任体制について示すこと

(3) コンピュータその他の情報機器等、事業の遂行に必要な物品については、受託者が用意すること

8 守秘義務及び調査票紛失防止

(1) 調査等により業務上知り得た情報を他人に知らせてはならない。

(2) 本業務において使用した書面及び電子データ等の紛失を防止するため細心の注意を払わなければならない。

(3) 本業務を行うにあたり個人情報を取り扱うときは、別添「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

9 その他

(1) 委託業務のうち、主な業務を再委託してはならない。

(2) 本仕様でない事項については、県と協議の上、その指示に従うこと。

(3) 契約に関して、上記に定めのない事項については、財務規則（昭和39年3月31日兵庫県規則第31号）による。

具体的な分析の項目と内容例

地域支援事業に関連する以下「分析項目一覧」に掲げる小項目（施策・取組）毎に、その進捗を評価する方法を、関連データとともに提案すること。

○指標欄における に相応の評価方法を提案すること

○関連データ欄における に活用できるデータを提案すること

分析項目一覧

分野	小項目（施策・取組）	指標（評価方法）	関連データ
A 在宅医療・介護連携	1. 入退院支援 2. 日常の療養支援 3. 急変時の対応 4. 看取り	1. <input type="text"/> 2. <input type="text"/> 3. <input type="text"/> 4. 在宅看取率	1. <input type="text"/> 2. <input type="text"/> 3. <input type="text"/> 4. 人口動態調査
B 生活支援体制整備	1. 生活支援 2. 社会参加 3. 生活支援コーディネーター	1. <input type="text"/> 2. 住民が生きがいを持っているか、住民が外出したい時に外出できているか 3. <input type="text"/>	1. <input type="text"/> 2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 3. <input type="text"/>
C 地域包括支援センター	1. 人材確保・定着・育成 2. 事業実施 （総合相談支援・地域ケア会議） 3. 事業間連携	1. <input type="text"/> 2. <input type="text"/> 3. <input type="text"/>	1. <input type="text"/> 2. <input type="text"/> 3. <input type="text"/>